

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	とちぎけんしもつがぐんみぶまち	ふりがな	みぶちくかつせいかけいかく
計画主体名	栃木県下都賀郡壬生町	活性化計画名	壬生地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和7年度	総事業費(交付金)	85,646千円(39,179千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 209,200人 地域産物の販売額の増加 91,600千円 連携イベント等の実施回数の増加 5回/年増加	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 209,200人 地域産物の販売額の増加 91,600千円 連携イベント等の実施回数の増加 5回/年増加

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		活性化計画の目標は、施設全体で交流人口の増加を図ることで、「グリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村活性化」が実現される。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		事業活用活性化計画目標及び評価指標では、交流対策型として交流人口及び地域農産物の販売額増加、イベントの実施を設定している。これは施設利用者が地域の農産物等の良さを体験できる地域連携販売力強化施設を整備するとともに、イベントを多く開催することで、周知不足を解消し、集客及び周遊性の向上、自然、文化、農業、人々とのふれあい機会創出が図られるため、交流人

				口及び地域農産物の販売額増加が見込まれることから妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標、事業活用活性化計画目標、評価指標及び事業メニューは、交流促進の目標で統一されている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		改善計画期間中の活性化計画は無い。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		第6次壬生町総合振興計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、土地改良事業計画書に適合している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		道の駅みぶ活性化検討委員会等にて、事業への説明を図り、更には本事業等の指針となる「道の駅みぶ活性化基本計画」について、パブリックコメントを経て、策定している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		道の駅みぶ活性化検討委員会において、女性委員の意見を伺い、本事業の指針への意見反映を図った。 R5.3.28 3人参加、R5.6.30 2人参加、R5.7.26 2人参加
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		第三セクター（R7年4月から管理運営を一元的に担う予定）、中小企業診断士、金融機関、宇都宮大学、商工会等との連携した推進体制を確立済みである。（道の駅みぶ活性化検討委員会：R5年3月設立）今後は、適時活性化に関する見直しなどの会議を開催して、事業推進を図っていく。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		農業体験や魅力的な体験学習を展開している「道の駅みぶ」を中心に、周辺ではいちご狩りが体験できるなど、グリーン・ツーリズムの実現が期待されているが、周知不足のため効果が発揮されていない。本地区の活性化計画目標及び事業活用活性化計画目標では、施設利用者が地域の農産物等の良さを体験できる地域連携販売力強化施設を整備し、採れたて野菜のジュースや生食のいち

				<p>ごの食べ比べ、イベントの開催、更にはキャンプ場やホスピタルイン獨協医科大学との連携したツアーなど、PR する機会を創出することで、周知不足を解消し、集客及び周遊性の向上が見込まれるため、交流人口及び地域農産物の販売額増加に繋がることから、整合性は確保されている。</p>
	<p>農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	—		<p>該当なし。</p>
1-7	<p>計画期間・実施期間は適切か。</p>	○		<p>事業実施期間は、令和6年～令和7年であり、農産物直売所及び農産物加工・販売施設を令和6年に実施設計、令和7年に新設する。計画期間は令和6年～令和10年までの5年としており、無理のない期間での設定としている。</p>
1-8	<p>事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。</p>	○		<p>実施設計完了後に建築基準法に関する確認申請を実施する。</p>
1-9	<p>交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。</p>	○		<p>（事業メニュー） ㊸地域連携販売力強化施設 （交付額算定交付率） 1/2 （交付対象事業費） 78,358千円 （交付要望額） 39,178千円 （交付限度額） 39,179千円 交付要望額は、交付限度額の範囲内となっている。</p>
1-10	<p>活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		<p>活性化区域は、市街化区域を除いた区域で設定している。 本計画区域内の農用地は 3,025.2ha、山林は 559.4ha の合計面積 3,584.1ha、地区面積の約 67.1%を占めている。 地区就業人口 19,510 人に対し、農業従事者 1,247 人であり、約 6.4%を占めている。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		実施中または既に完了した施設ではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		実施設計において、建築確認申請を行う。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		内装を中心に木質化に積極的に取り組む。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○		実施設計において、基準への適合を図り、建築確認の申請を行う。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	○		該当なし

2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		農産物直売所及び農産物加工・販売施設 鉄骨造 店舗用 39年 電気設備 照明器具当 15年 機械設備 冷暖房設備 13年 機会器具 陳列棚等 8年 駐車場 アスファルト 10年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき適切に実施。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		農山漁村振興交付金（発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の5の(1)農林水産物販売促進効果及び6の(3)地域農林漁業等波及効果により算定。 年効果額は39,160千円、総合耐用年数は19.2年、還元率は0.0761、妥当投資額は514,586千円、廃用損失額は0千円、投資効率は6.61である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		事業メニューは㉔地域連携販売力強化施設となる。要件類別としては、「2. 交流対策事業 第1. 農村地域等振興支援 (2)農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備」である。事業実施主体は壬生町であり、要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業実施主体は壬生町であり、事業完了後も令和8年からの第三

				セクターによる管理運営を予定しており、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		管理運営主体の第三セクターにおいて入込客数や販売額の実績、顧客満足度等の把握は継続して実施し、経営戦略を見直す予定にある。また、「道の駅みぶ活性化基本計画」の通り、地域別の利用者の状況から都市との交流状況についても把握、検討している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		「道の駅みぶ活性化基本計画」でも検討を行っているが、近隣の道の駅の農産物直売所及び農産物加工・販売施設以外にも、民間企業の状況など類似施設等の利用状況等を踏まえている。道の駅しもつけ、道の駅にしかた、農産物直売所あぜみち西川田店、助谷農林業産物直売所、JA しもつけみぶ農産物直売所 他
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		季節別及び地域別、性別、年齢、利用時間帯、滞在時間、リピーター率等について人流データをはじめとするビッグデータから分析、想定している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		地域性を踏まえ、近隣の事業者等と調整を図り、オール壬生で連携していくとの調整を図っている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		運営主体である第三セクターの中期事業計画にも、ブランディングや販路拡大、PB商品の生産を予定している。また、町では魅力の表現等、利用者に寄り添ったマーケティング戦略作成に着手しており、施設の利用計画として具体化する。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		道の駅みぶ活性化検討委員会において、女性委員の意見を伺い、本事業の指針への意見反映を図ったが、今後も継続して意見の反映を図る。 また運営主体の第三セクターにおいて、女性、高齢者、障がい者の積極的な参画に向けて、雇用など機会創出を検討している。

2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		町の積算基準に基づき積算している。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		各種データを分析し、実現可能な集客数を基にして、町の積算基準に則った、道の駅のポテンシャルに合う必要最小限の施設規模として積算している。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（国土交通省）」及び「休憩施設設計要領（平成 17 年 10 月東日本高速道路株式会社）」、「駐車場ユニバーサルデザインガイドライン（平成 19 年 2 月東京都道路整備保全公社）」に基づき、必要となる駐車場台数や車路スペースや歩行者用通路等を積算し、その上で農産物直売所及び農産物加工・販売施設の運営上、最低限必要な駐車場の面積を算出し、積算している。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		農産物直売所及び農産物加工・販売施設の運営上最低限必要な商品陳列のための棚や台、レジカウンター等の計上としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		当該施設は県道 71 号線に面しており、北関東自動車道の PA と接道している。北関東自動車道壬生 IC が約 2 km とアクセスも非常によく、更に今後はスマート IC も敷地内に設置される予定であることから、優れた立地性である。現在も道の駅として地域農産物の販売を行っていることから、場所としては適性である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか。	○		施設用地は町有地である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	－		該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	交付要綱別紙 19 別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、	－		該当なし。

	生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理農産物加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理農産物加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		農産物直売所及び農産物加工・販売施設 257.25 m ²
	施設の上限事業費は、延べ床面積1 m ² 当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）。	○		農産物直売所及び農産物加工・販売施設 事業費 78,795千円 交付対象事業費 71,507千円 (290千円×257.25 m ² = 74,602千円) 交付金額 74,602千円 × 1/2 ≒ 37,300千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		地域連携販売力強化施設では JA や農家、商工業者等のオール壬生、オール栃木で地域外に発信していくと有識者会議及び活性化基本計画等で定めており、指針に基づいて相互に連携して、新たな価値を創出していく。現在でも2市2町で連携を図り、一帯の地域を「歴史とロマンのかんぴょう街道」として、干瓢の振興を図っているが、これまで以上の連携が期待される。その他、いちごの販売など、栃木県を代表する品種などについては地域内外問わず、積極的な販売を進める。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		地域の農産物等の良さを体験できる農産物直売所施設を整備することで、記憶に残し、ファンを獲得しやすくなる。体験ができるため、品質が一層求められる一方で、それらに応じた高価格・高

				利益での取引となることから、ブランドとして磨かれ、生産者の販売力も底上げされる。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		年間通して運営を行っている施設であり、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		「道の駅みぶ」は地域で農商業の最重要施設として位置づけられる。雇用就農など6次産業化に向けた事業展開を推進するためにも、地域の販売力強化による需要の拡大は喫緊の課題である。また、販売を担う第三セクターの人員計画においても女性の積極的な登用を進めているところである。更に町内の農商業の発展を第三セクターが担っていくことから、あらゆる場面で女性参画の先進モデルとなっていく。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		町議会等でも整備計画を示し、整備費用を含め、検討を行ってきた。また、「公共事業等債」や「地域活性化事業債」の起債を計画している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		工事現場への距離が近いことや、現場に関する知識等を有しているほか、確実な履行が期待できることや地元の活性化にも寄与することが期待できるため、地元企業を中心に指名競争入札を行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		壬生町都市公園条例、みぶハイウェーパークみらい館管理運営に関する規則、壬生町公共施設等総合管理計画を基に管理・運営を行う。また、施設に関する個別施設計画を策定し、適時見直すことで維持管理費用の現状を踏まえ、適正な管理体制を構築している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		収支計画を策定し、中小企業診断士による経営診断を受けた結果、「総合的に評価した結果、概ね現実的かつ達成可能な計画であるといえる」との評価となっている。

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—		該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		「道の駅みぶ」全体の認知度の向上と各施設への誘客を図り、グリーン・ツーリズムを通じた地域活性化の実現による、地域間交流の促進を目標とする施設である。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		区分4 ①地域再生計画 区分5 ②まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 区分7 ③国土強靱化施策

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。